

令和7年度(2025年度)12月 福岡市営住宅 入居者募集案内書

12月

ポイント方式

★お住まいの住宅が古い・狭いなど
お困りの方を優先します!!

募集月	案内書配布・申込受付期間
令和7年12月	令和7年11月26日(水)～12月5日(金)

●ポイント方式とは

現在住んでいる賃貸住宅を「老朽化している」、「著しく狭い」、「台所、便所、浴室がない」など、困っている度合いで数値化し、合計ポイントの高い世帯の選考を行い、入居を決定する方式です。
※抽選ではありません。



持家がある方は
申込みできません。

- 申込みは、福岡市内にある対象となる賃貸住宅等に継続して**3年以上居住している方**に限ります。(住民票で確認できる居住期間が3年未満は不可)
- ポイント方式への応募は、申込書以外に**住民票等の添付書類が必要**になりますのでご注意ください。

👉 4 ページへ

【今後の募集予定について(ポイント方式)】

募集月	案内書配布・申込受付期間	市政だより掲載号
6月	令和8年6月3日(水)～6月12日(金)	令和8年6月1日号

お問い合わせ先



市営住宅センター 募集係
(福岡市住宅供給公社)



〒812-0025 福岡市博多区店屋町4-1 冷泉ハープビル1階

☎092-271-2561

FAX 092-272-5030

城南区

92 中浜町
93 別府
94 梅林第1
95 梅林第2
96 片江
97 長尾三丁目
98 長尾
99 南片江

早良区

100 藤崎
101 小田部
102 新有田
103 原
104 有田
105 有田旭町
106 次郎丸
107 田村
108 野芥
109 四箇
110 内野第1旭ヶ丘
111 内野第2旭ヶ丘
112 内野大坪
113 西入部

西区

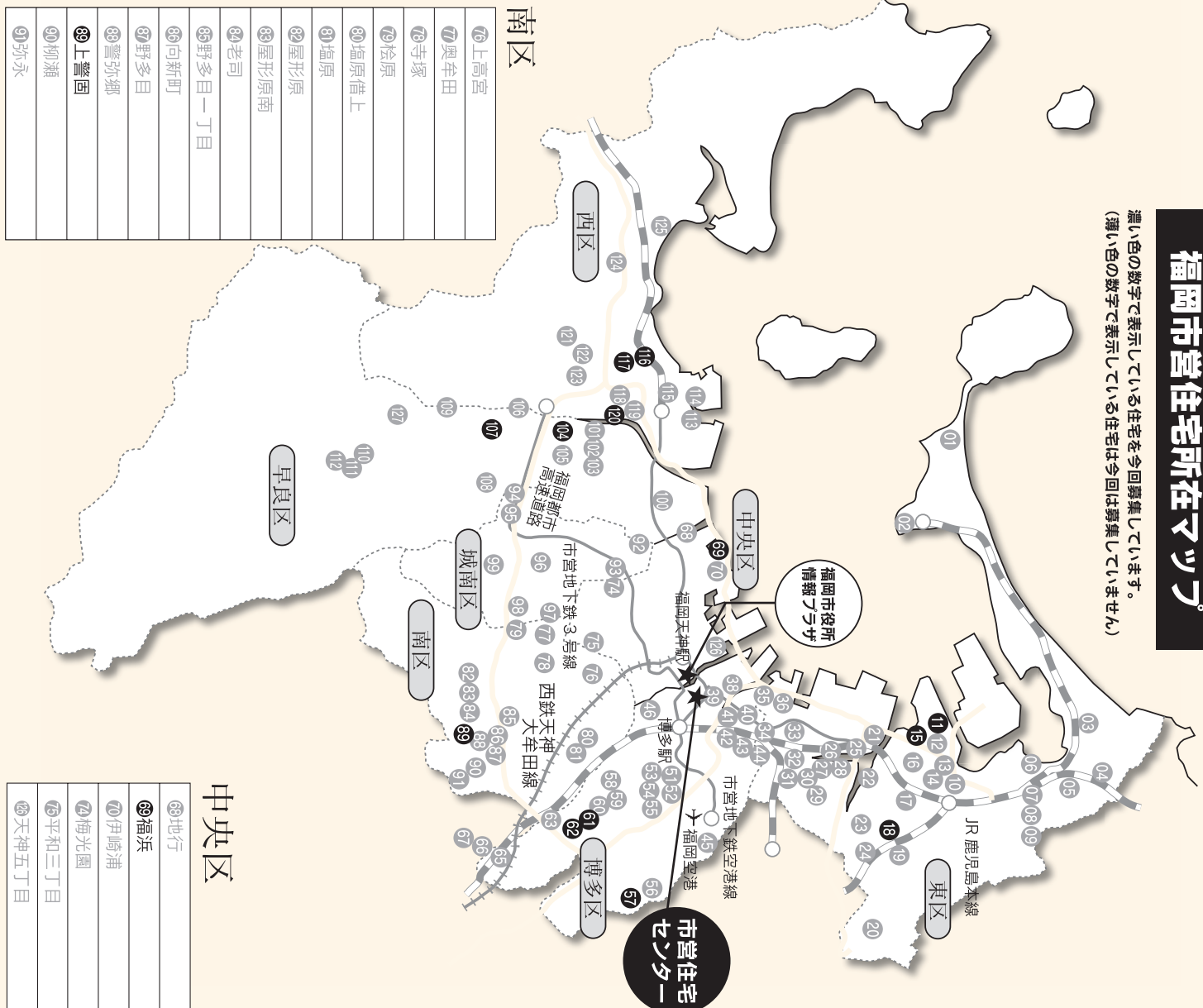
114 名柄
115 姪浜北
116 野添
117 下山門
118 城の原
119 石丸
120 福重北
121 福重
122 野方西
123 拾六町
124 吉岐
125 今宿青木
126 今宿

南区

127 上高宮
128 奥牟田
129 寺塚
130 松原
131 塩原借上
132 塩原
133 屋形原
134 屋形原南
135 老司
136 野多目一丁目
137 向新町
138 警弥郷
139 上警固
140 柳瀬
141 弥永

福岡市営住宅所在マップ

濃い色の数字で表示している住宅を今回募集しています。
(薄い色の数字で表示している住宅は今回は募集していません。)



福岡市住宅供給公社 市営住宅センター募集係
〒812-0025福岡市博多区店屋町4-1
TEL:092-271-2561
FAX:092-272-5030

博多区

39 東浜
40 千代六丁目西
41 大博リバーサイド
42 上呉服町
43 千代一丁目
44 千代/ビビヨン
45 吉塚一丁目
46 吉塚西
47 吉塚
48 空港前
49 住吉
50 山王
51 東比恵
52 小林町第2
53 小林町第1
54 小林町第3
55 月隈
56 月隈東
57 那珂第1
58 那珂東
59 那珂南
60 坂付
61 坂付南
62 諸岡
63 西春日
64 新和町一丁目
65 新和町

東区

11 大岳
12 西戸崎
13 塩浜
14 和白丘
15 高美ヶ丘
16 唐原
17 唐原東
18 丸尾
19 下原
20 御島崎
21 香椎浜三街区
22 香椎浜一街区
23 香椎浜八街区
24 香椎浜二街区
25 城浜
26 千早北
27 松崎
28 八田第2
29 青葉
30 蒲田
31 高須磨
32 松崎浜
33 若宮
34 八田第1
35 宮松四丁目
36 宮松第2
37 宮松第1
38 宮松三丁目
39 原田四丁目
40 原田
41 原田南
42 宮松二丁目
43 馬出東
44 東公園

中央区

66 地行
67 福浜
68 伊崎浦
69 梅光園
70 平和三丁目
71 天神五丁目

1. 募集案内書の見方

はじめにお読みください

申込みに際しては、下記の順序に従って募集案内書をよく読んで申し込みください。

申込みから入居までの流れなどを確認してください	掲載ページ
① 申込みをするみなさまへ	2
② ポイント方式について	3
③ 必要書類について	4
④ 申込みから入居までの流れ	5～6

申込資格・ポイント評価の対象項目を確認してください		掲載ページ
⑤ 申込資格	申込みが可能な方の条件を記載しておりますので、確認してください。	7～14
⑥ ポイント評価の対象項目	ポイント評価の対象となる項目と、採点基準、ポイントの計算例を記載しておりますので、確認してください。	15～17

申込みについての注意点・記入例を確認してください		掲載ページ	
⑦	申込みについての 注意点	申込みについての注意事項や失格事項、ポイント審査後の取り扱いについて記載しておりますので、確認してください。	18～19
⑧	募集申込書記入の際の 注意点	募集申込書記入において、特に注意が必要な項目について図面と写真を用いて説明しています。	20
⑨	募集申込書の記入例	表面（住所氏名等の個人情報）・裏面（ポイント評価対象項目）の記入例を記載しております。	21～24

募集住宅一覧表からご希望の住宅を選んでください		掲載ページ
⑩ 申込住宅の選択	各世帯別の募集住宅一覧表の中から、申し込みたい住宅を1つだけ選んでください。	26～30

申込書・必要書類に記入してください		掲載ページ
⑪ 別紙の申込書に記入	申し込みたい住宅のコードや住所、氏名などを 21 ～ 24 ページの募集申込書記入例を参考にしながら記入してください。	別紙
⑫ 必要書類に記入	ポイント方式では、 <u>申込時点で申込書の他に必要書類を提出する必要があります。</u>	32～40

2. 申込みをするみなさまへ

市営住宅は
市民共有の財産です。

市営住宅は公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて、建設・管理している住宅です。市民の方々が納められた税金が、その建設・管理のために使われています。
また、住宅にお困りの方々のために、一般的な民間賃貸住宅よりも安く家賃が設定されています。

共同住宅のルールを
守る義務があります。

○ペットの飼育・騒音・不法駐車などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
○市営住宅は、原則として事業用など住宅以外の用途に使用できません。
その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。



家賃以外に共益費の
支払いが必要です。

外灯・階段灯・エレベーターなどの電気代や共用水洗の水道代などの入居者が共同で使用する費用は、家賃以外に共益費として入居者全員で負担していただきます。共益費については、入居者によって構成されている管理組合（自治会など）が徴収し電力会社などに支払っていただいています。
入居後は、必ず管理組合（自治会など）へ共益費をお支払いください。
また、共同生活の中では、良好な地域コミュニティをつくることも大切です。自治会活動への参加やご協力もお願いします。

募集案内書を必ずよく読んで申し込みください。
募集住宅一覧表だけでなく、申込資格や申込みについての注意点などもご覧ください。
※申込内容に不備があった場合や申込締切日までに必要書類が揃っていない場合、失格となることがあります。

目次

申込資格要件等案内	
1. 募集案内書の見方	1
2. 申込みをするみなさまへ	2
3. ポイント方式について	3
4. 必要書類について	4
5. 申込みから入居までの流れ	5
6. 申込資格	7
7. ポイント評価の対象項目	15
8. 申込みについての注意点	18
9. 募集申込書記入の際の注意点	20
10. 募集申込書の記入例	21
募集住宅一覧表	
11. ポイント方式募集住宅一覧表	26
(1) 単身者でも2人以上でも申込みできる住宅	27
(2) 2人以上が申込みできる住宅	29

12. 随時募集制度について（お知らせ）	31
13. 市営住宅入居者募集予定～抽選方式～	31
必 要 書 類	
・ 採用（予定）証明書	32
・ 退職（予定）証明書	33
・ 給与証明書（給与所得者用）	34
・ 収支明細申立書	36
・ 居住証明書	38
・ 個人情報の取り扱いについて（同意）	40

14. 市営住宅センター募集係の住所・地図	42

3. ポイント方式について

ポイント方式とは

市営住宅の入居者募集には、「抽選方式」と「ポイント方式」があります。
「ポイント方式」とは現在お住まいの住宅がどれだけ老朽化しているか、どれだけ狭いか、など住宅のお困り度合いを数値化し、合計ポイントの高い世帯の選考を行い、入居を決定する方式です。

抽選方式とポイント方式の違い

	抽選方式	ポイント方式
募集戸数	約 200 戸～ 250 戸	約 30 戸
申込対象者	主に市内に居住の方 (※その他各種要件あり)	市内の賃貸住宅等に居住の方で 住宅のお困り度合いが高い方 (※その他各種要件あり)
申込に必要な書類	申込書のみ	申込書に加えて右ページに記載している ・住民票 ・所得を証明する書類 ・居住を証明する書類等が必要
入居者決定方法	抽選により決定	住宅困窮度の点数(ポイント)が高い順に決定
入居時期	およそ募集の3か月後 (場合によっては時間がかかることもある)	およそ募集の3か月後 (場合によっては時間がかかることもある)
入居までの流れ	申込 ↓ 抽選により当選者決定 ↓ 入居資格審査 ↓ 資格審査合格 ↓ 住宅の紹介 ↓ 入居契約	申込 ※入居申込書及び 必要書類を提出 ↓ 1次審査 申込資格の確認 住宅の困窮度合いに点数を付ける 必要な場合は、現地調査 ↓ 1次審査結果通知(1月中旬頃) 申込資格のない方は失格 申込資格があっても、点数が低い場合 補欠の可能性もある ↓ 2次審査 2次審査用の書類を提出 必要な場合は、現地調査 ↓ 2次審査結果通知(1月下旬～2月上旬頃) 2次審査にて失格になることもある ↓ 住宅の紹介(2月中旬頃) 住宅の準備ができ次第紹介 ↓ 入居契約(2～3月頃)

※時期は目安です

4. 必要書類について

申込みの際に必要な書類

■申込時に必要な書類（公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものがが必要です）
①～⑦は、申込時に必要な書類です。⑧・⑨・⑩・⑪は該当される方は、ご提出ください。
※なお、申込締切日までに必要書類が揃っていない場合は、失格とさせていただきますので、ご注意ください。

チェック欄	☐ ① 募集申込書（別紙） ☐ ② 住民票（世帯全員の本籍・続柄が記載されており、個人番号の記載がないもの） ＜注意＞・入居予定者の世帯が別々の場合は、それぞれの住民票が必要です。 ※住民票で親族関係が確認できない場合は戸籍全部事項証明書等も必要です。 ・「本籍」「世帯主との続柄」が省略された住民票では<u>受付できません</u>。 ※外国籍の方は「在留資格」「在留期間」などが記載されている住民票が必要です。 ☐ ③ 入居希望者全員の最新の所得証明書 ☐ ④ 入居希望者全員の収入に関する書類 給与所得者の場合 ○令和6年1月1日以前から現在の勤務先に勤務 →大幅な変動があった方のみ給与証明書（34 ページの別途様式） ○令和6年1月2日以降から現在の勤務先に勤務 →給与証明書（34 ページの別途様式） ○令和7年9月1日以降に現在の勤務先に勤務 →採用証明書（32 ページの別途様式） 事業所得者の場合 ○令和6年1月1日以前に事業を開始 →大幅な変動があった方のみ収支明細申立書（36 ページの別途様式） ○令和6年1月2日以降に事業を開始 →収支明細申立書（36 ページの別途様式） 年金受給者の場合 ○令和6年1月2日以降に年金を受給開始 →最新の年金振込通知書（写し） 収入がない場合 ○令和6年1月1日以降に退職 →退職証明書（33 ページの別途様式）、または雇用保険受給資格者証（離職票）（写し） (③・④)は、18歳未満の未就労者及び高校生を除く、入居希望者全員分が必要です。 ☐ ※ 生活保護受給者は、保護受給証明書（③・④の書類も提出が必要です） ☐ ⑤ 申込者が現在お住まいの住宅の賃貸借契約書（写し） →専有面積、構造、築年数の記載が無い場合、または賃貸借契約書が無い場合には、所有者又は管理会社からの居住証明書（38 ページの別途様式） ☐ ⑥ 個人情報の取り扱いについて（同意）（40 ページの別途様式） ☐ ⑦ 110 円切手（1 次審査の結果通知に使用します）
⑧・⑨・⑩・⑪は該当者のみ	☐ ⑧ 募集申込書裏面の問 16～20、22～26 を証明できる書類 ☐ ⑨ 60 歳未満の单身の方は、申込資格が確認できる書類（手帳の写し等） ☐ ⑩ 立退要求通知書（写し）（通知を受けた日から立ち退きまでの期間が半年以上あるもの） →対象となる立退要求は建物の老朽化等による取り壊しで、正当な事由によるものに限ります。 家賃滞納や迷惑行為等本人の責によるものは除きます。 ☐ ⑪ 【非住宅の方のみ】光熱水費等の支払いが確認できる書類（電気・ガス・水道等の領収書等） 📄 8 ページへ

5. 申込みから入居までの流れ

5. 申込みから入居までの流れ

1. 募集案内書(この冊子)を手に入れる

- 配布場所
- 市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)
 - 福岡市役所 情報プラザ
 - 各区役所情報コーナー
 - 入部出張所
 - 西部出張所
 - なみきスクエア(東区千早)



福岡市役所 情報プラザ



市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)

2. 申込受付

- 方法 入居申込書及び必要書類を郵送(所定の封筒で郵送してください)または、窓口にて受付。
- 期間 【郵送】令和7年11月26日(水)から12月5日(金)まで(12月5日の消印まで有効)
- 注意点 ⚠ 記入漏れなど、書類に不備がある場合は返送しますので、指定期日までに再提出してください。
- 相談窓口 ? 応募についての相談窓口を申込受付期間中、市営住宅センター1階に開設しています。
平日 午前9時～午後5時 ※土・日曜日・祝日は除く

3. 1次審査

- 1次審査を行います。
- 申込資格の確認を行います。
- 提出された書類を元にポイント評価を行います。
- 住環境等の項目によっては、現地調査が必要になるため、ご自宅に訪問させていただく場合があります。

4. 1次審査結果通知(1月中旬頃)

- 1次審査の結果を通知します。
- ポイントが高い世帯に対して2次審査対象者の通知を郵送します。
- 申込資格を満たしていても、申込住宅に、より高いポイントを獲得している世帯がいる場合、補欠となります。補欠の方に対しては補欠の通知を郵送します。
- 申込資格を満たしていなかった方に対しては失格の通知を郵送します。

5. 2次審査

- 2次審査を行います。
- 「2次審査対象者の通知」に記載されている必要書類を提出していただきます。

6. 2次審査結果通知(1月下旬～2月上旬頃)

- 2次審査の結果を通知します。審査を通過した方に対しては当選の通知を郵送します。
- 2次審査によりポイントが減少した場合は補欠になることがあります。
- 申込内容が実態と相違している場合や実態が把握できない場合は失格となります。

7. 住宅紹介(2月中旬頃)

- 当選者は住宅ごとにあっせん名簿に登録します。
- 住宅の修繕が終わり次第、順次紹介します。
- 注意点 ⚠ 棟や階数の指定はできません。
※駐車場のご利用を希望される人は、住宅を紹介する時にお申し出ください。契約可能車両などにつきましては18ページ「申込みについての注意点」をご参照ください。

👉 18ページへ

8. 契約

- 内容 契約に関する書類がすべてそろった方と契約します。同時に住宅の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。
- 期限 住宅紹介後の翌月末日まで。
- 注意点 ⚠ (1) 期限までに契約ができない場合は失格になります。
(2) 資格要件(婚姻・離婚等)が満たされなければ契約はできません。
(3) 家賃3ヶ月分の敷金を支払った領収書が必要です。



9. 入居(2～3月頃)



※時期は目安です

5. 申込みから入居までの流れ

6. 申込資格 1

次の(1)～(8)の条件を満たしていなければ申込みはできません。

(1) 申込者本人が福岡市内にある同一の賃貸住宅又は非住宅（倉庫・事務所・工場等）に3年以上継続して住んでいること

- ・入居期間については、住民票で確認させていただきます。
※賃貸借契約書または居住証明書で確認できる居住期間が3年以上であっても、住民票で確認できる居住期間が3年以上でない場合は申込みできません。
- ・申込者本人は、契約後名義人となります。申込後の名義人の変更はできません。
- ・ポイント方式では、市外居住者の方は申込みできません。
- ・市営住宅の名義人となっている人を含む申込みはできません。
- ・申込者本人が市営・県営住宅または社宅・寮などの給与住宅に居住している場合は申込みできません。



(2) 日本国籍を有しているか、または外国人にあつては「中長期在留者」(在留カードを交付されている方)もしくは「特別永住者」(特別永住者証明書を交付されている方)であること

(3) 現在住宅に困っていること

- | | |
|-------------------------|---------------------------------------|
| ①老朽化した住宅に住んでいる。 | ⑤主要な柱が明らかに傾斜し、倒壊の危険がある住宅。 |
| ②著しく狭い住宅に住んでいる。 | ⑥壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が大きく露出している住宅。 |
| ③台所、便所、浴室がない住宅に住んでいる。 | ⑦天井から雨漏りがしている住宅。 |
| ④倉庫、事務所、工場等の住宅以外に住んでいる。 | |

この項目に関しては①～⑦の1つでも該当すれば資格要件となります。

※詳細な項目の内容については、15 ページの「1. 住環境等評価について」をご参照ください。



持家がある方の申込みはできません。

(4) 持ち家がないこと

申込者及び同居予定者で、市内・市外にかかわらず、持家（共有持ち分を含む）がある人は、申込みできません。

(5) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

福岡市営住宅に係る家賃等の滞納がある方は申込みできません。また、過去に福岡市営住宅条例等に違反し、明渡し請求を受けたことがある方は、原則として申込みできません。

なお、同居しようとする親族で福岡市営住宅に住所を有する場合は、市の同居承認を受けていることが必要です。（無断で入居している方は不可）

(6) 暴力団員でないこと

申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員をいう）でないこと。

※入居資格について警察本部に照会いたします。暴力団員に該当する場合は入居できません。

(7) 申込者本人は成年者であり、現に同居する親族がいること。または、下記に該当する単身者

※2人以上で申し込む場合の注意点

- (ア) 婚約中や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も申込みは可能ですが、夫婦の別居（同居しない場合は、離婚が必要）など、世帯を不自然に分割した申込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、原則申込締切日までに下記の条件を満たしている方に限ります。
 - ①住民票の続柄に「末届の夫」または「末届の妻」と記載する届出を完了している方（「同居人」は不可）。
 - ②福岡市より「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けている方。また、福岡市パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する

※単身で申し込む場合の注意点

- 下記の（ア）または（イ）に該当する方（ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます）
- (ア) 60 歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）
 - (イ) 60 歳未満の方で、下記の要件のうち、いずれか1つを満たしている方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）
 - ①生活保護法に規定する被保護者または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
 - ②身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級までの方
 - ④療育手帳を所持している方、または、知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方
 - ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障がい者の対象となる難病患者等
 - ⑥引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

(8) 収入基準にあうこと

申込者及び同居しようとする親族（婚約者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）の収入を合わせ、諸控除後の月収額が 104,000 円以下（公営住宅法上の収入基準という第1分位）であることが必要です。（月収額の計算方法については9～14ページをご参照ください。）

制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方。

- (ウ) 申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。（出産・死亡の場合を除く）
- (エ) ポイント方式では、現在お住まいの世帯状況で申込みいただくことが原則ですが、特別の理由があつて別居中の方と同居申込みする場合は、2 親等以内の親族または扶養親族の人に限ります。（別居中の人との同居は、住環境と所得等はポイント評価対象にはなりませんが、世帯属性は評価の対象となり、また同居者の収入は収入基準の審査には合算して計算します。）
- (オ) 親と同居しない未成年者（孫等）との申込みは相応の理由が必要です。申込時に理由を記入した書類を同封してください。
例)「両親がともに亡くなった孫を引き取り、同居しています」など。

⑦ハンセン病療養所入所者等

⑧犯罪被害者

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の(a)または(b)に該当することが証明される方（警察に被害届を提出した方であつて、犯罪被害者であることが確認できる方）

- (a) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
- (b) 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

⑨配偶者等からの暴力被害を受けている DV 被害者

- (a) 女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の一時保護、または女性自立支援施設や母子生活支援施設等の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- (b) 裁判所がした退去命令、または接近禁止命令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- (c) 女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている方

6. 申込資格2

月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、申込みの可否が決まります。
下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1)入居者の所得額を1人ずつ計算してください。

※計算方法については、○給与所得者の方は、 ○年金所得者の方は、 ○事業所得者の方は、

 **11** ページへ

 **12** ページへ

 **13** ページへ

(2) 1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯にAさん、Bさんの2人の所得者がいる場合

Aさんの所得額

月

+

Bさんの所得額

月

二

世帯全員の所得額
(2) 円

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。

※控除についての詳しい説明は **14** ページへ

①公営住宅法施行令上の控除（基礎控除振替分）

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は 「公的年金等の雑所得」 がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が 10万円以上の場合	100,000 円× 人
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が 10万円未満の場合	当該所得金額× 人
合 計		

控除額合計 (①)
(3)-1 円

②特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	内 容	控除額	合計
ア 同居及び扶養控除	同居者または同居しない扶養親族	380,000 円× 人	円
イ 特定扶養控除	扶養親族のうち16 歳以上 23 歳未満である方	250,000 円× 人	円
ウ 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70 歳以上の方	100,000 円× 人	円
エ 寡婦控除 ※1	所得のある人が寡婦の場合	270,000 円× 人 ※2	円
オ ひとり親控除 ※1	所得のある人がひとり親の場合	350,000 円× 人 ※2	円
カ 障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000 円× 人	円
キ 特別障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000 円× 人	円
合計（アからキまでの控除額を合計してください）			円

※1 所得税法等の改正に伴い、寡婦（寡夫）控除が「ひとり親控除」及び「寡婦控除」に変更されました。

※2 所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が27万円・35万円以下の場合はその額

控除額合計 (②)

(3)-2 円

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額

(2)

控除額合計 (①)

(3)-1

控除額合計 (②)

(3)-2

※上記(2)で計算した額

※上記(3)-1、(3)-2で計算した額

÷ 12

世帯の月収額

門

月額額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	申込みの可否
0円～104,000 円	○ 申込み可能
104,001 円～	× 申込みできません

メ毛欄

6. 申込資格 3

月収額の計算方法は給与所得者・年金所得者・事業所得者の3タイプあります。

(1) 給与所得者の所得金額の算出

- 1 現在までの勤務先に前年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき
- 2 現在までの勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

支払を受ける者の住所氏名

種別

支払金額

給与所得控除後の金額

給料・賞与

控除対象配偶者の有無等

配偶者特別扶養親族の数(配偶者を除く)

障害者の数(本人を除く)

(例) 5ヶ月間勤務しているとき
直近5ヶ月間の収入額(※)÷5×12
※1ヶ月に満たない月は含みません
= 円

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

収入額		所得金額		控除 (基礎控除振替分)
a	550,999円以下	→	0円	0円
b	551,000円～1,618,999円	→	収入額－550,000円	最大10万円
c	1,619,000円～1,619,999円	→	1,069,000円	10万円
d	1,620,000円～1,621,999円	→	1,070,000円	10万円
e	1,622,000円～1,623,999円	→	1,072,000円	10万円
f	1,624,000円～1,627,999円	→	1,074,000円	10万円
g	1,628,000円～1,799,999円	→	1 収入額÷4=(A) 2 (A)の1,000円未満を切り捨てます。その金額を(B)とします。 ※右の表の(B)に当てはめてください。	(B)×2.4+100,000円 10万円
h	1,800,000円～3,599,999円	→	(B)×2.8-80,000円	10万円
i	3,600,000円～6,599,999円	→	(B)×3.2-440,000円	10万円
j	6,600,000円～8,499,999円	→	収入額×0.9－1,100,000円	10万円

9ページの(2)にあてはめてください

給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から所得金額調整控除額※1を控除します。

※1) 所得金額調整控除額＝(給与所得(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得(10万円を限度))－10万円

(2) 年金所得者の所得金額の算出

- 1 前年1月1日以前から支給されている方
- 2 前年1月2日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者の住所氏名

種別

支払金額

源泉徴収金額

年金

扶養親族等

控除対象配偶者の有無等

年金証書または振込通知書に記載の年間総支給額
= 円

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	a	1,100,000円以下	→ 0円	0円
	b	1,100,001円～3,299,999円	→ 収入額－1,100,000円	最大10万円
	c	3,300,000円～4,099,999円	→ 収入額×0.75－275,000円	10万円
65歳未満の方	d	600,000円以下	→ 0円	0円
	e	600,001円～1,299,999円	→ 収入額－600,000円	最大10万円
	f	1,300,000円～4,099,999円	→ 収入額×0.75－275,000円	10万円

9ページの(2)にあてはめてください

6. 申込資格 4

(3) 事業所得者の所得金額の算出

1 前年1月1日以前に事業を始めたとき

2 前年1月2日以降に事業を始めたとき

確定申告の控え

課税		長	期	①	《確定申告の控え》													
所得金額	一		時	㊦														
	事業	営 業	等	①														
		農 業		②														
	不 動 産		③															
	利 子		④															
	配 当		⑤															
	給 与		⑥															
	雑		⑦															
	総合課税・一時 ⑧+(⑤+⑥)×1.1				⑧													
合 計				⑨														

(例) 5ヶ月間事業しているとき
直近5ヶ月間の所得金額(※)÷5×12
※1ヶ月に満たない月は含みません

= 円

 **9** ページへ

9ページの(2)にあてはめてください

メ毛欄

13

(4) 控除の種類

①公営住宅法施行令上の控除（基礎控除振替分）

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	10万円
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額

②特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	要件	控除額
ア 同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの ○所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方	1人につき38万円
イ 特定扶養控除	○扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
ウ 老人扶養控除(同一生計配偶者)	○扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の方	1人につき10万円
エ 寡婦控除	下記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	1人につき27万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が27万円以下の場合はその額)
オ ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の離婚・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得が48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	1人につき35万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が35万円以下の場合はその額)
カ 障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3級から6級の方 ○療育手帳を所持し、Bの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障害者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき27万円
キ 特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、1級か2級の方 ○療育手帳を所持し、Aの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障害者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき40万円

6. 申込資格4

14

7. ポイント評価の対象項目 1

申込書裏面記載の住宅困窮度評価Ⅱ(問6～問14)・住宅困窮度評価Ⅲ(問15～問26)・住宅困窮度Ⅳ(問28)及び申込書表面記載の申込回数がポイント評価対象項目となります。
以下でそれぞれの採点基準とポイント採点例を記載します。

1.住環境等評価について

(1) 現在倉庫や事務所など住宅ではない建物に住んでいるかお伺いします。(問6)

(ア) はい →10点 (イ) いいえ →0点

ただし、(1) に該当する場合は、(2) ～ (5) の点数は加算されません。

(1) 点

(2) 現在お住まいの賃貸住宅の構造と築年数についてお伺いします。(問7・問8)

(ア) 木造 30年以上・鉄骨造 50年以上・鉄筋コンクリート造 70年以上 →5点

(イ) 木造 25年以上～29年以下・鉄骨造 40年以上～49年以下・鉄筋コンクリート造 55年以上～69年以下 →4点

(ウ) 木造 20年以上～24年以下・鉄骨造 30年以上～39年以下・鉄筋コンクリート造 45年以上～54年以下 →3点

(2) 点

(3) 現在お住まいの賃貸住宅の狭さについてお伺いします。(問9)

17ページに記載している居住面積算定表の点数 →0点～5点

(3) 点

(4) 現在お住まいの賃貸住宅の設備についてお伺いします。(問10)

(ア) 専用の台所がない。 (イ) 専用の便所がない。 (ウ) 専用の浴室がない。

(a) (ア)～(ウ) に3つ該当→5点 (b) (ア)～(ウ) に2つ該当→4点 (c) (ア)～(ウ) に1つ該当→3点

(4) 点

(5) 現在お住まいの賃貸住宅の状況についてお伺いします。(問12・問13・問14)

(ア) 柱がかなり傾いている。(主要な柱が傾斜 1/60 以上し、倒壊の危険がある。)

(イ) 壁が、1坪(2畳)以上はがれている。

(壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地がおよそ 3.2㎡(2畳程度) 以上露出している。)

(ウ) 雨天時に常時、天井から雨漏りがしている。

(a) (ア)～(ウ) に3つ該当→5点 (b) (ア)～(ウ) に2つ該当→4点 (c) (ア)～(ウ) に1つ該当→3点

(5) 点

※ (1) の点数又は (2) ～ (5) の合計点数を記入してください。

1. 住環境等評価 点

1 (1) ～ (5) のいずれかに該当する場合
2にお進みください。

1 (1) ～ (5) のいずれにも該当しない場合
ポイント方式は申込みできませんので、抽選方式の申込みをご検討ください。

2.世帯属性について

世帯属性についてお伺いします。住宅困窮度評価Ⅲ(問15～問26)をご覧ください。

(1) ～ (4) のいずれか1つを点数に掛けます。

(1) 問15～問21左側の項目又は問22～問26の項目に1つ以上該当の方 →×1.3

(2) 問15～問21右側の項目に2つ以上該当の方 →×1.2

(3) 問15～問21右側の項目に1つ該当の方 →×1.1

(4) 問15～問26の項目いずれにも該当しない方 →×1.0

2. 世帯属性 ×1.0～×1.3を記入してください。

3.家賃負担率について

お住まいの家賃と世帯全員の収入についてお伺いします。(問11)

(1) 年間の家賃はいくらですか。 (円/年)・・・(A)

(2) 世帯全員の所得の合計はいくらですか。

「月収額の計算方法(9ページ(2))」で額を計算してください。(円)・・・(B)

(3) 1年間の家賃(A)÷世帯全員の所得の合計(B)×100(%)を計算してください。

(ア) 50%以上 →×1.3 (イ) 40%～49% →×1.2

(ウ) 30%～39% →×1.1 (エ) 29%以下 →×1.0

※生活保護世帯は×1.0となります。

3. 家賃負担率 ×1.0～×1.3を記入してください。

4.一人あたりの所得額と月収額について

一人あたりの所得額と世帯の月収額についてお伺いします。

(1) 世帯人員は17ページ①を参考に計算してください。(人)・・・(C)

(2) 世帯全員の所得の合計(B)÷世帯人員(C)を計算してください。

(3) 「月収額の計算方法(9ページ(4))」で世帯の月収額を計算してください。・・・(D)

(4) (2) と (3) を下表に当ててみてください。

		一人当たりの所得額(世帯全員の所得(B)／世帯人員(C))		
		50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 150万円未満
世帯の 月収額 (D)	30,750円以下	×1.3	×1.2	×1.1
	61,500円以下	×1.2	×1.1	×1.0
	92,250円以下	×1.1	×1.0	×1.0
	92,251円以上	×1.0	×1.0	×1.0

※生活保護世帯は×1.0となります。

4. 一人あたりの所得額と月収額 ×1.0～×1.3を記入してください。

5.立退要求書について

家主から立退要求を受けているかお伺いします。(問28)

(ア) 受けている。 →×1.3

(イ) 受けていない。 →×1.0

5. 立退要求書 ×1.0又は×1.3を記入してください。

6.申込回数について

今回で市営住宅の入居者募集での申込は何回目かお伺いします。(申込書表面の申込回数)

「抽選方式」と「ポイント方式」を合わせた申込回数をご記入ください。

(回)÷10(例・・・15回申し込んでいる方は、15÷10=1.5)

6. 申込回数 申込回数÷10を記入してください。

以上、1～6が評価項目及び点数になります。

7.合計ポイントを計算してください

1～6の点数を記入して、計算してください。

1. 住環境等評価		2. 世帯属性		3. 家賃負担率		4. 一人あたりの所得額と月収額		5. 立退要求書		6. 申込回数		合計ポイント
1	×	2	×	3	×	4	×	5	+	6	=	
(例) 8点	×	1.2	×	1.3	×	1.3	×	1.0	+	0.8	=	17.0240点
木造35年 世帯人員2人 35㎡		60歳以上夫婦、 身体障害者 手帳4級		家賃が 所得の 75%		年間所得 24 万／人 月収0円		受けて いない		今回で 8回目の 申込み		

7. ポイント評価の対象項目 2

居住面積算定表

① 世帯の人数を(イ)に記入して、(ウ)を計算してください。

年 齢	算定人数 (ア)	人 数 (イ)	計 (ア)×(イ)
10 歳以上	1	人	
6歳以上10歳未満	0.75	人	
3歳以上6歳未満	0.5	人	
3歳未満	0.25	人	
合 計			(ウ) 人

世帯人員

例1) 夫婦2人の場合(1×2人=2人)
世帯人員: 2人

例2) 夫婦2人・8歳の子1人・1歳の子1人
計4人家族の場合
(1×2人+0.75×1人+0.25×1人=3人)
世帯人員: 3人

② ①で計算した世帯人員(ウ)で、現在の部屋の広さを、下表で比べてみてください。
住宅の狭さ 点数早見表(目安) ※表の面積は専有面積です。

世帯人員 (ウ)	最低居住面積	最低+(誘導-最低)×1/8	最低+(誘導-最低)×2/8	最低+(誘導-最低)×3/8	最低+(誘導-最低)×4/8	
1 人	25.00㎡未満	26.88㎡以下	28.75㎡以下	30.63㎡以下	32.50㎡以下	32.51㎡以上
1.25～2 人	30.00㎡未満	33.13㎡以下	36.25㎡以下	39.38㎡以下	42.50㎡以下	42.51㎡以上
2.25 人	32.50㎡未満	35.94㎡以下	39.38㎡以下	42.81㎡以下	46.25㎡以下	46.26㎡以上
2.5 人	35.00㎡未満	38.75㎡以下	42.50㎡以下	46.25㎡以下	50.00㎡以下	50.01㎡以上
2.75 人	37.50㎡未満	41.56㎡以下	45.63㎡以下	49.69㎡以下	53.75㎡以下	53.76㎡以上
3 人	40.00㎡未満	44.38㎡以下	48.75㎡以下	53.13㎡以下	57.50㎡以下	57.51㎡以上
3.25 人	42.50㎡未満	47.19㎡以下	51.88㎡以下	56.56㎡以下	61.25㎡以下	61.26㎡以上
3.5 人	45.00㎡未満	50.00㎡以下	55.00㎡以下	60.00㎡以下	65.00㎡以下	65.01㎡以上
3.75 人	47.50㎡未満	52.81㎡以下	58.13㎡以下	63.44㎡以下	68.75㎡以下	68.76㎡以上
4 人	50.00㎡未満	55.63㎡以下	61.25㎡以下	66.88㎡以下	72.50㎡以下	72.51㎡以上
5 人	57.00㎡未満	63.53㎡以下	70.06㎡以下	76.59㎡以下	83.13㎡以下	83.14㎡以上
6 人	66.50㎡未満	74.22㎡以下	81.94㎡以下	89.66㎡以下	97.38㎡以下	97.39㎡以上
点 数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	0 点

世 帯 人 員	3歳未満は0.25人, 3歳以上6歳未満は0.5人, 6歳以上10歳未満は0.75人として算定。これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
最 低 居 住 面 積 水 準	単身者: 25㎡, 2人以上: 10×世帯人員+10㎡ 世帯人員が4人を超える場合は5%控除する。 最低居住面積=10×人員+10
都 市 居 住 型 誘 導 居 住 面 積 水 準	単身者: 40㎡, 2人以上: 20×世帯人員+15㎡ 世帯人員が4人を超える場合は5%控除する。 2人 55㎡, 3人 75㎡, 4人 95㎡, 5人 109.25㎡, 6人 128.25㎡ 誘導居住面積=20×人員+15

8. 申込みについての注意点 1

⚠ 注意事項

●申込みについて

- 申込みは1世帯につき1住宅のみです。申込書に住宅名を1つだけ記入してください。申込後の住宅、申込者および入居する親族の変更等は一切できません。
- 記入漏れや書類不備等により申込資格の判定が難しい場合は、補正期間を定めて不備な書類とし返送します。(指定期間までに返送がない場合は、失格とさせていただきます。)
- 申込時に提出された書類は、上記(2)の場合を除いて一切お返しできません。
- 申込みにおける年齢の基準日は、申込締切日です。
- 婚約中等の方は、入居契約時までに婚姻等を証明する書類(戸籍全部事項証明書、婚姻届受理証明書またはパートナーシップ宣誓書受領証)を提出していただきます。
- 離婚手続き中の方は、入居契約時に離婚を証明する書類(戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書)を提出する必要があります。
- 内縁関係の場合、申込締切日までに住民票の続柄が「未届の夫(または妻)」となっており戸籍上の配偶者がいないことが申込資格となります。
- 入居される棟数・部屋号数を指定することはできません。
- 修繕状況等により、住宅が変更になることがあります。
- 定期募集の「抽選方式」に申込みされた方でも、ポイント方式の資格がある方はどちらも申し込むことができます。

●その他の注意事項

- 入居時には、家賃3ヶ月分の敷金が必要です。また、緊急連絡先の登録をお願いします。
- 住宅内では、福岡市が管理している有料駐車場以外の場所には駐車できません。駐車場がない住宅および駐車場に空き区画がない場合は、各自で住宅外の駐車場の確保をお願いします。
- 入居後の家賃の支払いは、原則として口座振替でお願いします。
- 家賃は、毎年度、入居者の収入申告に基づき決定します。年度末までに申告(収入申告書の提出)がない場合、4月以降最高額の家賃となります。

契約可能車両: 駐車できる車の規格



- 退去時には、住戸内にある全ての畳の表替えおよび襖の貼り替えの費用を負担していただきます。(当会社の仕様によるものとします)

失格事項

- 1世帯につき2カ所以上の住宅に申込みをした場合、または同一人の氏名を2通以上の申込書に記入した場合。
- 申込書の記入事項やその他の提出書類に、いつわりのあることが判明した場合や、期日までに必要書類の提出がない場合、またはお住まいの状況の現地調査ができない場合。
- 現地調査の結果、入居申込書の内容と著しく差異があった場合。
- 指定された期限内に契約入居できない場合。
- その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合。

8. 申込みについての注意点 2

現地調査について

- (1) 住環境等の項目によっては、現地調査のため訪問させていただきます。
(現地調査対象の項目以外でも、場合によっては現地調査にお伺いすることがあります。)
- (2) 現地調査は、日程を調整し、調査員が現在お住まいの住宅に直接出向いて行います。
- (3) 現地調査対象項目すべてを加点しても、上位者がいる場合には、現地調査は行いません。

2次審査(ポイント確認)について

- (1) ポイント評価により、募集住宅ごとに合計ポイントの上位者が2次審査対象者となり、その他に得点順位にしたがって補欠者を決定します。
- (2) 合計ポイントの上位者が同点の場合は、住環境等の評価得点がより高い方を2次審査対象者とし、低い方を次点者にします。
- (3) 2次審査対象者は、2次審査(各項目のポイントを確認)の際に必要な書類をそろえ、指定された日時に市営住宅センター募集課の窓口で、書類の審査を受けていただきます。
- (4) 2次審査では、提出された書類により住宅困窮度の事実確認を行います。
- (5) 単身での入居を希望される方については、2次審査時に「単身入居の入居者資格認定のための申立書」が必要になります。
- (6) 補欠者は、2次審査対象者の中から辞退者および失格者などが生じた場合に、繰り上げ2次審査対象者となります。繰り上げ2次審査対象者となった方、または補欠の権利が消滅した方には文書で通知します。

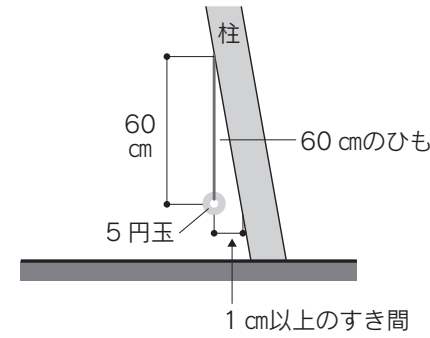
2次審査(ポイント確認)終了後の取り扱いについて

- (1) 2次審査対象者(点数上位者)の審査終了後に、審査を通過した方(当選者)は、住宅ごとにあっせん名簿に登録し、住宅の準備ができ次第、登録順に住宅をあっせんします。このため、2次審査対象者(点数上位者)になってもすぐに入居できるわけではありません。
- (2) 空き家の修理状況などにより、入居時期が遅くなる場合があります。
なお、入居前に住宅の下見をしていただきますが、市営住宅は住むために最低限必要な修繕のみを行っていますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 2次審査通過者(当選者)が確定するまでの間、抽選方式および随時募集制度への申込みは可能です。
- (4) あっせんした住宅を変更することはできません。
- (5) 「ポイント方式」申込者は当選者および失格者を除き、申込回数としてカウントします。「抽選方式」と「ポイント方式」の申込回数は合計して回数をカウントします。
- (6) 「ポイント方式」で2次審査対象者となって以降(補欠の繰上を含む)、入居を辞退した(失格者も含む)場合は、「抽選方式」および「ポイント方式」のそれまでの合計申込回数は0になり、次回の「抽選方式」または「ポイント方式」の申込みは1回目からとなります。

9. 募集申込書記入の際の注意点

- (1) 21～24ページの記入例を参考にして募集申込書に記入してください。
- (2) 募集申込書裏面の問12～問14については下記の説明をご覧になり、自宅を確認し、記入してください。

問12 主要な柱が傾斜(1/60以上)し、倒壊の危険があります。(現地調査対象)



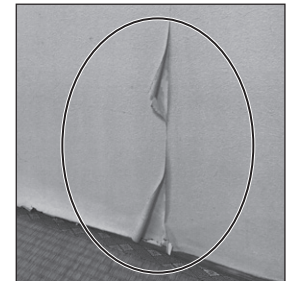
60 cmのひもの先に5円玉を付けたものを柱にぶら下げたとき、5円玉と柱の間に1 cm以上のすき間があれば、傾斜1/60に該当します。

問13 壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が大きく露出(1坪程度以上)しています。(現地調査対象)



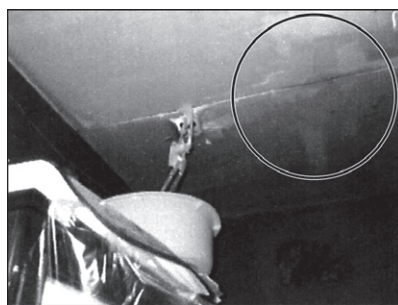
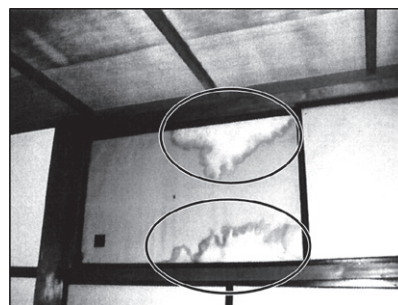
※外壁や内壁の壁が落ちていて、これらの広さがおよそ1坪(2畳)以上あれば該当します。

※該当にならない例



※壁紙(クロス)が継ぎ目からはがれているだけでは該当しません。

問14 雨天時に常時、天井から雨漏りがしています。(現地調査対象)



※雨天時に常時雨漏りがしており、天井や壁にシミができていようなものが該当します。(シミができていても既に雨漏りの補修が終わっているものを除きます。)

10. 募集申込書の記入例 1

表 面

〒

8120011

092

111

2222

090

3333

4444

福岡市博多区博多駅前1丁目10-10

福岡ビル301号

コウシヤ

タロウ

公

社

太

郎

1

1:男

2:女

3

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

39

07

01

未婚

既婚

離婚

死別

給与

年金

事業

収入無し

氏名フリガナ(カタカナ)

コウシヤ

ハナコ

氏名

公

社

花

子

性別

2

1:男

2:女

3

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

40

06

01

続柄

2

2:配偶者・婚約者・未届の妻(夫)・パートナー

3:同居者(続柄:)

所得の種類

給与・年金・事業収入無し

氏名フリガナ(カタカナ)

コウシヤ

ジロウ

氏名

公

社

次

郎

性別

1

1:男

2:女

4

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

09

08

20

続柄

3

2:配偶者・婚約者・未届の妻(夫)・パートナー

3:同居者(続柄: 子)

所得の種類

給与・年金・事業収入無し

氏名フリガナ(カタカナ)

氏名

性別

1

1:男

2:女

1

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

年

月

日

続柄

2

2:配偶者・婚約者・未届の妻(夫)・パートナー

3:同居者(続柄:)

所得の種類

給与・年金・事業収入無し

氏名フリガナ(カタカナ)

氏名

性別

1

1:男

2:女

1

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

年

月

日

続柄

2

2:配偶者・婚約者・未届の妻(夫)・パートナー

3:同居者(続柄:)

所得の種類

給与・年金・事業収入無し

氏名フリガナ(カタカナ)

氏名

性別

1

1:男

2:女

1

1:明治

2:大正

3:昭和

4:平成

5:令和

年

月

日

続柄

2

2:配偶者・婚約者・未届の妻(夫)・パートナー

3:同居者(続柄:)

所得の種類

給与・年金・事業収入無し

令和7年度(2025年度)12月

ポイント方式

福岡市営住宅募集申込書

申込回数

回目

※次のとおり市営住宅への入居を申し込みます。この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議申し立てをしません。

希望住宅

申込住宅コード

申込住宅名

※申込住宅は、募集住宅一覧表に記載されている住宅から選択してください。

※申込みは、対象となる住宅等に3年以上継続して居住している方に限ります。契約上は3年以上であっても、住民票の居住期間が3年未満の場合は申込みできません。

申込者

同居者1

同居者2

同居者3

同居者4

同居者5

うらへ続く⇒

※必ず裏面も記入してください。

※お申込みには、この申込書と募集案内書4ページの書類が必要です。

申込締切日までに必要書類の提出がない場合は失格となります。

記入のまえに

- ご記入いただく、この申込書は機械で読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- かい書で濃く丁寧に記入してください（字が薄いと、機械が読み取りません）。
- 黒のペンまたはボールペンで記入してください（鉛筆、シャープペンシルは使用しないでください）。
- 誤って記入してしまった場合は、2本線で消して書き直してください。

申込書の記入方法・注意点

① ●27～30ページの募集住宅一覧表に記載されている住宅の中で、入居を希望する住宅を1つだけ選び申込住宅コード・申込住宅名を記入してください。

② ●電話番号は左詰めで記入してください。

●住所・氏名は漢字で氏名・フリガナの姓と名の間は1マス空けてください。フリガナはカタカナで記入してください。

濁音・半濁音は同じマス(2マスではなく1マス)に記入してください。

●性別はコードで記入してください。 ※性別欄の記入は任意です。

●生年月日が一桁の場合は頭に0をつけてください。

【例】昭和39年7月1日 →

31:明治2:大正3:昭和4:平成5:令和39年07月01日

●婚姻歴は該当するものを○で囲んでください(所得控除の確認に必要です)。

●所得の種類を○で囲んでください。

③ ●続柄は配偶者などの場合は2、子や父母など同居者の場合は3を記入してください。3の場合は続柄も記入してください。

1はありませんのでご注意ください。

※ 申込書の裏面も記入してください

10. 募集申込書の記入例 2

裏 面

裏面の記入方法・注意点

① ● 資格要件になりますのでご確認のうえ、はい・いいえに○をつけてください。
※おひとつでも『いいえ』があるとお申込みできません。

② ● はい・いいえの当てはまるほうに○をつけてください。

③ ● 問7は、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造のいずれかに○をつけてください。
● 問8は、築年数をご記入ください。25年→ 年 40年→ 年
● 問9は、専有面積をご記入ください。
30.25㎡→ ㎡ 42㎡→ ㎡
● 問10は、専用の設備がないものに○をつけてください。
(複数ある場合は、ないものすべてに○をつけてください。)
● 問11は、家賃額(共益費等を除く)をご記入ください。
35,000円→ 円 50,000円→ 円
● 問12～14は、募集案内書20ページで確認して、それぞれはい・いいえの当てはまるほうに○をつけてください。

④ ● 当てはまる項目があればすべてに○を入れてください。

⑤ ● 立退要求を受けていれば○を入れてください。

■ 住宅困窮度評価Ⅰ

問1 現在、福岡市内に居住しています。	☒ はい ☐ いいえ	問2 世帯の月収額が、第1分位(104,000円)以下です。	☒ はい ☐ いいえ	問3 現在お住まいの賃貸住宅、非住宅に継続して3年以上住み続けています。	☒ はい ☐ いいえ
問4 世帯員全員、持家がありません。	☒ はい ☐ いいえ	問5 過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。	☒ はい ☐ いいえ		

※ 上記、問1から問5まで、1つでも「はい」がある方はポイント方式のお申込みはできません。

※ 問1から問5までの回答が全て「はい」の方は、次の問6に進んでください。

■ 住宅困窮度評価Ⅱ(現在申込者が居住している住宅について)

問6 現在、非住宅(倉庫・事務所・工場等)に住んでいます。(現地調査対象)	はい ☒ いいえ
---------------------------------------	---

※ 問6の回答が「いいえ」の場合、次の問7に進んでください。問6の回答が「はい」の場合、問15に進んでください。

※ 以下の質問は、賃貸借契約書又は居住証明書を見ながら答えてください。

問7 住宅の構造は、()造です。 参考:(2)階建(6)戸	☒ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造				
問8 住宅の築年数は、()年です。 2 5 年	問9 賃貸している住宅の専有面積は、()㎡です。 3 2 2 5 ㎡	問10 住宅に右の設備がない場合、ないものに○をつけてください。(現地調査対象)	台所 ☒ 便所 ☒ 浴室		
問11 現在の1ヶ月の家賃は、共益費等を除き()円です。 3 5 0 0 円					
問12 主要な柱が明らかに傾斜(およそ1/60以上)し、倒壊の危険があります。(現地調査対象)	はい ☒ いいえ	問13 壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により下地が大きく露出(1坪程度以上)しています。(現地調査対象)	はい ☒ いいえ	問14 雨天時に常時、天井から雨漏りがしています。(現地調査対象)	☒ はい ☐ いいえ

■ 住宅困窮度評価Ⅲ

※ 入居希望者の中に、下記の項目に該当する方又は該当する世帯がある場合、○をつけてください。

問15 高齢者	☐	申込者、又は申込者の配偶者が75歳以上である。	☐	申込者、又は申込者の配偶者が60歳以上である。
問16 身体障がい者	☐	世帯の中に、身体障害者手帳(1・2級)を所持している人がいる。	☐	世帯の中に、身体障害者手帳(3・4級)を所持している人がいる。
問17 知的障がい者	☐	世帯の中に、療育手帳(A)を所持している人がいる。	☐	世帯の中に、療育手帳(B1)を所持している人がいる。
問18 精神障がい者	☐	世帯の中に児童相談所の長か更正相談所の長から、重度の知的障がい者と判定された人がいる。	☐	世帯の中に児童相談所の長か更正相談所の長から、中度の知的障がい者と判定された人がいる。
問19 難病患者等	☐	世帯の中に、特定医療費(指定難病)受給者証を所持している人がいる。又は、障害福祉サービス受給者証の障害種別が難病となっている人(福岡市の場合、4に○がついている人)がいる。	☐	世帯の中に、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の第4項症～第6項症)を所持している人がいる。
問20 戦傷病者	☐	世帯の中に、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の特別項症～第3項症)を所持している人がいる。	☐	世帯の中に、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の3の第1款症)を所持している人がいる。
問21 子育て世帯	☐	同居する親族に配偶者と小学校入学前の子の両方を含んでいる。	☐	同居する親族に配偶者と中学生以下の子の両方を含んでいる。

※ 問16～問20に該当する場合は、証明できる書類(手帳等)を持参又は、コピー等を郵送してください。

※ 入居希望者の中に、下記の項目に該当する方又は該当する世帯がある場合、○をつけてください。

問22 犯罪・DV被害者	☐	世帯の中に犯罪被害者(★1に該当する方)又はDV被害者(★2に該当する方)がいる。 ※ 該当する場合は、証明できる書類を持参又は、コピー等を郵送してください。
問23 ひとり親世帯	☐	申込者に配偶者がなく、かつ現に同居もしくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している。 ※ 該当する場合は、児童扶養手当証書又は戸籍全部事項証明書を持参又は、コピー等を郵送してください。
問24 被爆者	☐	世帯の中に被爆者手帳を所持し、原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人がいる。 ※ 該当する場合は、厚生労働大臣の認定書の写しを持参又は、コピー等を郵送してください。
問25 引揚者	☐	世帯の中に引揚者で、引き上げた日から起算して5年を経過していない人がいる。 ※ 該当する場合は、永住帰国者証明書の写し又は自立支度金支給決定通知書の写しを持参又は、コピー等を郵送してください。
問26 ハンセン病患者等	☐	世帯の中に平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病患者所に入所していた人がいる。 ※ 該当する場合は、ハンセン病患者所の入所を証明する書類を持参又は、コピー等を郵送してください。
問27 収入の種類	☒	給与・事業・年金・生活保護・その他() ※ 該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

■ 住宅困窮度評価Ⅳ

問28 立退要求書	☐	家主より立退要求を受けている。 ※ 立退要求書を持参又は、コピー等を郵送してください。 ※ 対象となる立退要求は、建物の老朽化等による取り壊して、立ち退きまでの期間が半年以上ある立退要求通知があり、かつ正当な事由によるものにより、家賃滞納や迷惑行為など本人の責によるものは除きます。
-----------	-----------------------	--

★1 犯罪被害者とは、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らか及びその家族または遺族で下記の(a)または(b)に該当することが証明される方(警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方)
(a)犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
(b)現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

★2 DV被害者とは、配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む)からの暴力を受けた方で、次の(a)～(c)のいずれかに該当する方。
(a)女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等による一時保護、または女性自立支援施設や母子生活支援施設等による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
(b)裁判所がした退去命令、または接近禁止命令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(c)女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、または配偶者暴力対応機関等による「公営住宅の入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている方

23

24

10. 募集申込書の記入例2

10. 募集申込書の記入例2

注意

家賃	ポイント方式の申込対象者は第1分位（月収額 104,000 円以下）の方となっています。 （月収額の計算方法については9～14 ページ参照） 家賃は第1分位の金額のみ記載しております。 ※同じ住宅でも、住戸面積、竣工年度等によって家賃が異なります。そのため、掲載されている家賃額はその住宅の主な家賃額です。
エレベーター	エレベーターの有無と、入居を予定している部屋の階数ごとの内訳を記載しています。 エレベーターのない住宅では、1 階でも 3 段程度の階段昇降が必要です。 エレベーターがある住宅で、「○(踊場)」と記載している住宅は、エレベーターを階段の踊場に設置しているため、<u>6 段程度の階段昇降が必要です。</u> エレベーターがある住宅で、「○(隔階)」と記載している住宅は、エレベーターが、1 階・4 階・6 階・8 階の踊場に停止するため、<u>全ての部屋で階段昇降が必要です。</u>
部屋決め	空家修繕を行い、2 次審査通過者（当選者）に対して住宅のあっせんを行います。 入居する部屋や階数を指定することはできません。
駐車場	福岡市管理駐車場がある住宅については、駐車場利用料金（主な料金）を記載しています。 ただし、現在空き区画がない場合や棟により駐車場がない住宅もあります。 なお、駐車できる車の規格は、<u>長さ490センチ以下・幅180センチ以下</u>の乗用自動車、または、<u>長さ490センチ以下・幅180センチ以下・車両重量2トン未満</u>の貨物自動車です。 中央区・南区・城南区の住宅においては、駐車場の手続き窓口が異なります。 中央区・南区・城南区施設管理事務所 TEL：092-262-1090 住所：福岡市博多区住吉二丁目16番1号 メゾン住吉212号
ガス	「都市」は都市ガスを使用している住宅です。「プロパン」はプロパンガスを使用している住宅です。住宅によっては湯沸器を取り付けられない住宅もあります。
間取り	50㎡未満の3DKの住宅は、3つの部屋のうち、1つの部屋が2～3畳しかない場合があります。

11. ポイント方式募集住宅一覧表 1

(1) 単身者でも2人以上でも申込みできる住宅

・申込資格 7～8ページの申込資格の(1)～(8)を備えている方。

7～8 ページへ

区	申込住宅 コード	住宅名	募集 戸数	エレベーター (EV)	間取り	広さ ㎡	家賃(円)
				○…有 ×…無			
東	7531800	城浜 (リモデル)	3	○※ (踊場)	3DK	51.71～ 55.22	21,600～ 23,000
	7533800	香椎浜三街区	4	○	3DK	55.14～ 58.82	20,800～ 22,600
博多	7520800	板付A	3	○	3DK	43.84	15,700
	7520801	板付B	3	○	3DK	46.5	17,100
	7521700	板付南	1	○	3DK	49.14	17,700
	7521800	月隈東 2階	1	×	3DK	51.18	17,400
中央	7510600	福浜	5	○	3DK	49.14	18,300～ 18,400
早良	7571700	有田 2階	1	×	3DK	56.81	19,800
	7571900	田村 2階	1	×	3DK	56.92	20,900
西	7580800	下山門 (リモデル)	2	○※ (踊場)	3DK	56.36	23,000～ 23,300
	7581400	福重	3	○	3DK	52.27～ 55.14	18,500～ 19,600
	7581600	城の原 2階	1	×	3DK	56.81	20,100

※城浜(リモデル)・下山門(リモデル)住宅のエレベーターは、構造上、階段の踊り場に設置されているため、6段程度の
階段昇降が必要です。

1人
(単身)

2人
以上

・住宅は修繕が終わり次第、順次紹介します。
(修繕状況等により住宅が変更になったり、長期間待ついただく場合があります。)

駐車場 (円)	竣工年度	リモデル 年度	ガス	所在地	学区区		前回 募集時 の倍率
					小学校	中学校	
なし	昭46	平20～21	都市	城浜団地	城浜	城香	0.33
4,790	昭56～57		都市	香椎浜2丁目3番	香椎浜	城香	0.20
6,310	昭49		都市	板付3丁目1～14番	弥生	那珂	1.67
5,550	昭50		都市	板付3丁目24～26番	板付北	板付	1.67
5,550	昭51		都市	板付4丁目13番、7丁目1番	板付北	板付	1.50
4,680	昭52		プロパン	東月隈4丁目15番	東月隈	席田	0.00
7,020	昭51		都市	福浜1丁目1・5番、2丁目6番	福浜	当仁	2.00
3,840	昭52		都市	有田団地	有田	次郎丸	3.00
4,790	昭55		都市	田村3丁目31番 田村4丁目2・5・9・12・14・16番	田村	田隈	0.50
4,680	昭49	平18～19	都市	下山門団地	下山門	下山門	2.50
4,680	昭53		都市	福重団地	福重	内浜	0.25
4,070	昭54		都市	城の原団地	城原	西陵	1.00

※駐車場が設置されている市営住宅については、駐車場料金(主な料金)を記載しています。
ただし、契約の時点で空き区画がない場合があります。車のサイズにご注意ください。(26 ページ参照)

11. ポイント方式募集住宅一覧表 2

 7~8 ページへ

※前回募集時の倍率を記載していない住宅は、今回と同一条件での募集がこれまでにありませんでしたので記載して
おりません。

11. ポイント方式募集住宅一覧表 2

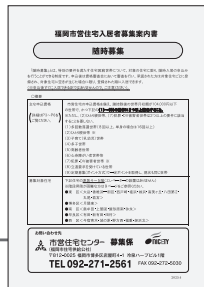
※駐車場が設置されている市営住宅については、駐車場料金(主な料金)を記載しています。
ただし、契約の時点で空き区画がない場合があります。車のサイズにご注意ください。(26 ページ参照)

11. ポイント方式募集住宅一覧表2

12. 随時募集制度について（お知らせ）

- ポイント方式以外に随時募集による入居申込みの受付を行っています。（ポイント方式と重複しての申込みも可能です。）
- 随時募集とは、対象住宅において、一定の申込資格を有する方からの入居申込みを随時受け付け、登録制により対象住宅に空き家が出た場合に入居者を決定する制度です。
- （※申込後すぐに入居できる訳ではありませんので、ご注意ください。）

ポイント
方式との
重複可能



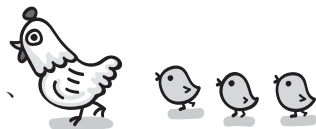
主な申込資格	市営住宅の申込資格を備え、諸控除後の世帯月収額が104,000円以下の世帯で、かつ下記(1)～(9)の要件に2つ以上該当すること。 ただし、(2)ひとり親世帯、(7)犯罪・DV被害者世帯は2つ以上に該当することを要しない。 (1) 多回数落選世帯(8回以上。単身の場合は16回以上) (2) ひとり親世帯 (3) 子育て(乳幼児)世帯 (4) 多子世帯 (5) 高齢者世帯 (6) 心身障がい者世帯等 (7) 犯罪・DV被害者世帯 (8) 立退要求を受けている世帯 (9) 定期募集(ポイント方式)で、過去に10点以上の得点を認定され、現状も同じ世帯	
募集対象住宅	●東 区<大岳・香椎浜一街区・西戸崎・塩浜・城浜・高美ヶ丘・八田第2・丸尾・若宮> ●博多区<月隈東> ●南 区<奥牟田・上警固・屋形原南・弥永> ●早良区<有田・新有田・田村> ●西 区<今宿青木・城の原・野方西・福重・姪浜北>	
受付窓口	市営住宅センター 募集係 (福岡市住宅供給公社) 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4-1 (冷泉ハービル 1 階)	☎092-271-2561 ※郵送での受付はできません。

令和7年4月1日より、随時募集制度がより利用しやすくなりました！

随時募集制度の変更点

①ひとり親世帯の申込資格要件が緩和されました。

ひとり親世帯は、下記の申込資格(1)～(9)の要件に2つ以上該当していなくても、申込みが可能となりました。



②対象住宅が追加されました。

追加された住宅(下記住宅の4～5階 エレベーターの設置はありません)

東区：塩浜・若宮 南区：奥牟田・屋形原南 早良区：新有田 西区：今宿青木・福重

申込みから斡旋までの主な流れ



※入居申込みには、必要な書類を提出していただきます。詳しくは、『福岡市営住宅入居者募集案内書 随時募集』をご覧ください。市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)募集係、福岡市役所情報プラザ(市役所1階)、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、なみきスクエア(東区千早)で配布しています。

13. 市営住宅入居者募集予定～抽選方式～

○今後の募集予定について

募集月	案内書配布・申込受付期間
令和8年 2 月	令和8年 2 月 4 日(水)～ 2 月13日(金)

採用(予定)証明書

※全ての項目を勤務先の方に記入してもらうこと※

採用(予定)者氏名	
採用(予定)者住所	
採用(予定)年月日	
月額給与(予定額)	円
年間賞与(予定額)	円
扶養親族氏名	
上記の通り証明します。 令和 年 月 日 所在地 名称 代表者 電話番号	

- ※1 証明印については、法人(会社)の場合は法務局に登録してある代表者印を、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。(スタンプ印・ゴム印等は不可)
- ※2 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者(勤務先)が書き直してください。
- ※3 採用(予定)証明書として提出した場合は、入居手続き時まで採用証明書を再度提出していただきます。
- ※4 本証明書の記入は全て証明者(勤務先)でしてください。
また、記入には黒ボールペンを使用してください。
(鉛筆や消せるペンは使用不可)
そうでない証明書は無効とし証明しなおして頂きます。

退職(予定)証明書

※全ての項目を勤務先の方に記入してもらうこと※

退職(予定)者氏名	
退職(予定)者住所	
退職(予定)年月日	
上記の通り証明します。 令和 年 月 日 所在地 名称 代表者 電話番号	

- ※1 証明印については、法人（会社）の場合は法務局に登録してある代表者印を、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。（スタンプ印・ゴム印等は不可）
- ※2 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者（勤務先）が書き直してください。
- ※3 退職（予定）証明書として提出した場合は、入居手続き時までに退職証明書を再度提出していただきます。
- ※4 [退職（予定）者の住所]については、現住所ではなく退職（予定）時の住所を記入してください。
- ※5 本証明書の記入は全て証明者（勤務先）でしてください。
また、記入には黒ボールペンを使用してください。
（鉛筆や消せるペンは使用不可）
そうでない証明書は無効とし証明しなおして頂きます。

給与証明書（給与所得者用）

※全ての項目を勤務先の方に記入してもらうこと※

住 所			
氏 名		採 用 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態 (いずれかに○)	・正社員 ・契約社員 ・派遣社員 ・パート ・アルバイト ・その他（ ）		
支 給 形 態 (いずれかに○をし、日付を記入)	・ ____日 〆 当月 ____日 払い ・ ____日 〆 翌月 ____日 払い		

給与	
支給年月	支給額
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
計（１）	円

賞与	
支給年月	支給額
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
年 月 支給	円
計（２）	円

合計 （１）＋（２）
円

上記の通り証明します。
令和 年 月 日
所在地
名称
代表者
電話番号

- ※1 支給額は直近12ヶ月分（採用から1年未満の場合は、採用月の翌月から直近まで）を証明してください。
- ※2 給与支給額及び賞与支給額は、諸控除前の支給総額を記入してください。
ただし、所得税法上の所得とならない通勤手当の非課税部分は除きます。
- ※3 証明印については、法人の場合は法務局登録の代表者印、個人経営の場合は経営者の個人印を押印してください。（スタンプ印・ゴム印等は不可）
- ※4 訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者（勤務先）が書き直してください。
- ※5 本証明書の記入はすべて証明者（勤務先）でしてください。また、記入には黒ボールペンを使用してください。（鉛筆や消せるペンは使用不可）
そうでない証明書は無効とし、証明しなおして頂きます。

収支明細申立書

〔事業・営業所得者用（保険外交員・日雇い等を含む）〕

※本人が記入すること※

事業開始年月日

年

月

日

事業内容

事業所所在地

年月（※1）	総収入	必要経費（※2）	所得額
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
年 月分	円	円	円
合計	円	円	円

上記の通り相違ありません。

令和

年

月

日

住

所

氏

名

※1

金額は直近12ヶ月分（事業開始から1年未満の場合は、事業開始月の翌月から直近まで）を記入してください。

※2

必要経費は税法上認められるものに限ります（総収入額－必要経費＝総所得額）。
なお、保険外交員・日雇い等で、給与所得者として賃金を貰っている人は、給与所得者等の場合（募集案内書参照）と同様の計算方法で総所得額を算出してください。

※3

市営住宅を事務所として使用することはできません。

※4

訂正する場合は二重線を引き、訂正してください。

※5

記入には黒ボールペンを使用してください。（鉛筆や消せるペンは使用不可）

36

居 住 証 明 書

区 分	種 類
1 居住者氏名	
2 物件住所	(建物名)
3 物件所在地	
4 物件の種類	一戸建 ・ 共同住宅 ・ その他()
5 構造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他()
6 築年数	築 年 (建築年月日 年 月 日)
7 専有面積	m ²
8 間取り(内訳)	()
9 使用目的	住 居 ・ その他()
10 階建・階	地上 階 ・ 階部分
11 設備(専用)	台 所 (有 ・ 無)
	便 所 (有 ・ 無)
	浴 室 (有 ・ 無)
12 家賃(月額)	円(共益費等除く)
13 契約年月日	年 月 日

令和 年 月 日
上記のとおり居住していることを証明します。
証 明 者
建物所有者・不動産会社・物件管理会社

住 所
氏 名 印
電話番号

※証明内容については全て証明者が記入してください。
※証明者について、建物所有者・不動産会社・物件管理会社のいずれか該当するものを○で囲んでください。
※訂正する場合は二重線を引き、証明印と同じもので訂正印を押し、証明者が書き直してください。

個人情報の取り扱いについて（同意）

福岡市住宅供給公社では、お客様から提供いただきました住所や生年月日などの個人情報について、正確、かつ安全な管理と保護に努めており、下記のような取り扱いとしております。

■個人情報の利用目的

当公社は、収集したお客様の個人情報を、市営住宅管理業務に必要な範囲で利用します。

なお、個人情報の提供につきましてはお客様の判断となりますが、市営住宅申込みの際の住所・氏名・年齢などの必要な情報を提供していただけない場合は、応募・入居等に支障が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■個人情報の提供

当公社は、以下の場合を除き、収集した個人情報をお客様の事前同意なく、第三者に提供いたしません。

- ・法的な手段で開示の要求があった場合
- ・警察、司法当局等の機関から個人情報の開示を求められた場合
- ・職務遂行上、警察本部等の機関や、個人情報保護の措置が講じられている業者に個人情報を預託する場合
- ・共益費の支払いを行っている管理組合（自治会等）から、入居連絡票及び退去連絡票に記載する内容の開示を求められた場合

■個人情報の安全管理

当公社は、第三者がお客様の個人情報を不当に入手することがないように、安全管理のために必要な措置を講じています。

■個人情報の開示、訂正、削除

当公社は、提供いただきました個人情報につきまして、お客様による開示、訂正、削除の要求があった場合、迅速に対応します。

申込後の住宅の変更や申込者や入居する親族の変更等は一切できません。

上記事項に同意します。

令和 年 月 日

(住所)

(氏名)

14. 市営住宅センター募集係の住所・地図

●お申込み・お問い合わせ先●



市営住宅センター 募集係

(福岡市住宅供給公社)

〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 冷泉ハーブビル 1 階

☎092-271-2561 FAX092-272-5030



14. 市営住宅センター募集係の住所・地図